

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

< 基本的な考え方 >

当社は、事業成長を通じ広く社会に貢献し、社会から信頼される企業となることを企業理念としております。このため、コーポレート・ガバナンスの強化充実を重要な経営の課題として位置づけ、経営の健全性及び透明性を維持向上するとともに、公正かつ効率的な経営を遂行するために、役員、従業員へのコンプライアンスの徹底を行い、一人ひとりが法令を厳格に遵守し、社会規範に沿った責任ある行動をとることで誠実、かつ公正な企業集団を確立することを基本的な考え方として、株主の権利を重視し、また、株主を始めとするステークホルダーとの協働に努めてまいります。

基本方針1

当社は、株主の権利が確保され、かつ平等性についても確保されるように努めてまいります。

基本方針2

当社は、地域社会を始めとする株主以外のステークホルダーとも適切な協働を行うことに努めてまいります。

基本方針3

当社は、法令等に基づく開示を適切に行い、かつ法令に基づく開示以外の情報についても株主にとっての有益性を判断し開示するよう努めてまいります。

基本方針4

取締役会は、株主に対する責任を踏まえ、会社の経営の健全性及び透明性の維持向上を図るとともに、公正かつ効率的な経営を遂行し、取締役会の役割・責務を適切に果たすことに努めてまいります。

基本方針5

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、経営陣が株主との対話を建設的に行うように努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2 . 株主総会における権利行使】

招集通知の英訳は、2021年3月末時点において外国法人等の持ち株が5.60%のため、業務、効率面から未実施としております。なお、当該持ち株の比率が20%を超えた段階で実施いたします。また、議決権の電子行使につきましては、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望を参考にしつつ、手続きに関わる費用等を総合的に勘案したうえで導入を検討してまいります。

【原則1 - 4 . いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式としての上場株式を保有しておらず、かつ短期間内に保有する予定が無いために当該原則を実施しておりません。該当事項が発生すると見込まれる場合には、当該原則を定め、公表してまいります。

【原則1 - 5 . いわゆる買収防衛策】

当社は、既存事業の成長及び新たな成長事業の構築、新たな事業領域への進出による企業価値の向上を最重要課題と位置づけており、現段階において買収防衛策導入の検討をしておりませんが、買収防衛策の導入をする際には、取締役会・監査役会において慎重な検討・審議を行い、株主に十分な説明をさせていただきます。

【補充原則2 - 4 . 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

当社は、現在いくつかの部署に欠員が生じております。特に中核人材の人員不足の補充が急務となっており、中途採用者の登用を行っております。採用に際しては、ダイバーシフィケーションをはかるために優先的に女性の採用を進めております。また、受け入れ体制としても当社の育児介護休業規程で子供が誕生した際、及び子育ての段階における支援制度を採用しており、女性がライフイベントを超えて働き続けられる制度の充実をはかっております。また、当社は近い将来、取り上げ可能な様々な案件においてDXの導入を検討しており、そのための人員を外国人にも担ってもらうことを図っております。

【補充原則3 - 1 . 情報開示の充実】

情報開示の英訳は、2021年3月末時点において外国法人等の持ち株が5.60%のため、業務、効率面から未実施としております。なお、当該持ち株の比率が20%を超えた段階で実施いたします。

【補充原則3 - 1 . 情報開示の充実】

当社は、当社独自で製造し販売する商品がありません。従って、その製造過程で環境サステナビリティに直接寄与することはほとんどないのが実情です。当社が業務提携等で取り扱う商品は最大限環境に負荷をかけないものを選択する、また、マネジメント或いはマネジメント指導等を行う企業(子会社等)には環境に留意する指導を、さらに、今後子会社化を行う企業のM&A判断基準に、当該企業が業務として積極的に環境を守るビジネスを行っているか、或いは少なくともサステナビリティに基づく環境に配慮をしてビジネスを行っているか等を入れております。同時に社会、労働に関するサステナビリティに関しても子会社での調達・生産における商品管理から販売・流通に至るまでのサプライチェーンの監理強化、今後のさ

らなる社内活性化のために人材のダイバーシティとインクルージョン、そして従業員のために健康と安全管理の強化等を目指しております。また、内部統制室を新設し、内部統制室所属のコンプライアンス部による社内、顧客へのコンプライアンスの徹底、同じく所属の内部監査室による社内業務のモニタリング等によるリスクマネジメントの強化、さらに内部統制室と監査役の積極的なコミュニケーションをはかること、公益通報制度(規程)の新設、監査役・社外取締役を中心とした取締役評価制度の導入、等により確実なコーポレート・ガバナンスを実現しております。

【補充原則3-2 外部会計監査人】

(1)外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定

監査役会は、会計監査人と適宜、面談をし、監査報告及び説明を受けており、取締役と会計監査人の面談に際しては、必要に応じて常勤監査役が出席し、情報共有及び意見交換を図っています。外部会計監査人の評価については、外部会計監査人の監査実施状況と監査報告を通じ、職務の執行状況の把握ができており、現段階において具体的な評価基準は設けておりません。外部会計監査人の定型的な評価が必要と判断した場合、速やかにこれに対応してまいります。ただし、外部会計監査人の定型的な評価基準は策定していませんが、外部会計監査人の行う監査の実施については独立した公認会計士の評価審査を受けています。また、当社外部会計監査人の独立性及び専門性につきましても別の独立公認会計士より(監査業務の品質管理のプロセスにつき)定期的に検証を受けております。

【補充原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

当社は、既存事業の成長及び新たな成長事業の構築、新たな事業領域への進出による企業価値の向上を最重要課題と位置づけており、迅速かつ柔軟に経営判断を行っております。当該状況でありますため中期経営計画につきましては、既存事業以外の部分において確定的に情報を公開できる段階ではないため中期経営計画の数値は公表しておりません。今後につきましては、相応の程度で中期経営計画の数値が予測可能な状況と判断した場合、株主・投資家の投資判断に資する中期経営計画を策定し、公表してまいります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、経営陣のリスクテイクによる新たな成長事業の構築、事業領域への進出を支えるため、取締役会において幅広く議論を行う環境を構築し運用しております。また、取締役会は、業務執行者からの独立性が確保された有識者からなる独立社外取締役を登用し、独立社外役員による経営陣への客観的な監督機能をもちいて運用しております。当社の経営陣は、独立社外取締役を除く取締役により構成されており、経営陣の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬の上限の範囲内で代表取締役が業績等を鑑みて決定しているため、経営陣としてのインセンティブは導入しておりません。今後、経営陣の範囲が変更になった場合には、インセンティブの導入について検討いたします。

【補充原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

当社の経営陣は、独立社外取締役を除く取締役で構成されており、経営陣としての業務連動報酬や自社株報酬を導入しておりません。今後、経営陣の範囲が変更になった場合には、これら報酬に関する規定を定めてまいります。

【補充原則4-3 / 4-3 取締役会の役割・責務(3)】

当社では、CEO等の選解任に関して一律の基準や要件を定めておりませんが、業績等の評価や経営環境の変化等を踏まえ、取締役会にて、独立社外取締役の十分な関与・助言を得た上で適切に決定してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役会が決議事項・報告事項について適切な意思決定を行い、かつ代表取締役に対する経営監督機能を有効に果たしていくために、業務執行者からの独立性が確保された独立社外取締役を本書提出日現在において1名選任しており、独立社外取締役は有効にその機能しておりますが、今後数名の独立社外取締役を選任する等、さらなる適正化に努めてまいります。

【補充原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役が増員された場合に検討させていただきます。

【補充原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役が増員された場合に検討させていただきます。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

現在「社外取締役の独立性判断基準」の作成を行っており、その基準に基づき独立社外取締役の候補者選任のための準備を行っております。

【補充原則4-10 任意の仕組みの活用】

独立社外取締役が増員された場合に検討させていただきます。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、メンバーの知識・経験・能力をバランスよく備えること、及び多様性と適正規模を両立させることにより、その実効性確保をはかっております。取締役会・監査役会におけるその構成についてジェンダーや国際性の面での多様性については、性別・国籍・年齢等、個人の属性にかかわらず、その職務を的確に遂行する事ができる者をもって充当するのが当社の方針です。また、適正規模との兼ね合いがあるため、今後の課題として、メンバー構成のさらなる適正化に努めてまいります。

【補充原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、原則毎月1回開催するほか、業務執行上の必要に応じて、しかるべき時期に決定が行えるよう、適宜、取締役会を開催しております。取締役会において報告・決議された事項については経過・結果について報告・検討される体制で運用しており、その実効性について担保されております。現在、取締役会の実効性の分析・評価は自己評価方式で実施しておりますが、今後は第三者による、分析・評価を行うことも検討してまいります。

【補充原則4-14 取締役・監査役へのトレーニング】

当社では、十分な知識・能力を有し、かつ職責を全うできると判断したうえで取締役・監査役の指名を行い、株主総会で承認いただいております。変化する情勢・法令等に対応するため、適宜、有識者による説明会や勉強会は開催されているものの、トレーニングの方針として明確に定めたものは無く、今後につきましては、さらなる向上をはかるよう検討してまいります。

【原則5-1 株主との対話】

(1)株主との建設的な対話を促進するため、株主・投資家の投資判断に資すると判断した情報に関しては、「透明性」「公平性」「適時性」を基本姿勢とし、金融商品取引法やその他の法令、東京証券取引所の定める適時開示規則等に則り積極的に開示を行うよう努めて参ります。

(2)、(3)は変更なし。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役が行う競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとし、利害関係のある当該取締役が決議に加わることができないこととしています。また、当該取引を行う取締役は、その取引についての重要な事項を取締役に事前に報告することとしています。取締役に対しては、「関連当事者に関する確認書」の提出を求めており、自身及び近親者、代表となっている団体、過半数の議決権を有する団体等の関連当事者との取引について、取引の有無を把握しております。また、主要株主との取引については、社内規程に則り、会社や株主共同の利益を害することのないよう取引の妥当性を決裁権者が確認し、特に重要な取引については、取締役会に報告することとしています。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、現在、企業年金制度を設けておりません。今後、制度を導入した場合には、本原則に沿った取り組みを行ってまいります。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

< 経営理念 >

当社は、後継者不足等の事業承継問題を抱える企業やポテンシャルや意欲があっても戦うことができない多くの中小企業を、当社グループの一員として集結し、グループ全体で協力体制を構築し、資金や人材の効率的な運用、事業シナジーの活用、間接部門の効率化等のメリットを生み出すことで、中小企業が抱える様々な問題の解決策となり得ると考えております。これにより、当社グループに複数の魅力的な中小企業が加わることとなり、当社グループの事業規模及び収益拡大がはかれ、持続性のある企業価値向上を実現することを目指しております。

< 経営戦略・経営計画 >

中長期的な経営戦略としては、当社の祖業である建設事業以外の新たな成長事業の構築、事業領域への進出によりグループ規模を拡大することで当社の持続的な成長と企業価値の向上をはかることに努めてまいります。具体的な数値目標の設定は定めておらず、当面は継続する赤字体質からの脱却を目標としております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬の決定に際しては、株主総会で承認された報酬総額の上限の範囲内で、取締役会の決議により代表取締役に一任し、業績や過去の支給実績等を総合的に勘案し決定しております。

詳細につきましては、「1. 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

(4) 取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

(当社の経営陣は、独立社外取締役を除く各本部所管の取締役で構成されており、取締役・監査役候補の指名に関する内容のみを記載)

取締役候補者の指名を行うに当たっては、取締役の職務執行を行うに当たって必要な知識と見識を有し、かつリーダーシップ、判断能力等を有しているなどを総合的に勘案しております。指名に当たっては、在任中の取締役の推薦を受けることを要しております。

監査役候補の指名を行うに当たっては、取締役の職務執行を監査するに当たって必要な知識と見識を有し、かつ指導能力、判断能力等を総合的に勘案しております。指名に当たっては、在任中の取締役又は監査役の推薦を受けることを要しております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

(当社の経営陣は、独立社外取締役を除く取締役で構成されており、取締役・監査役候補の指名に関する内容のみを記載)

取締役・監査役候補の選任・指名につきましては、「株主総会招集ご通知」に個人別の略歴を示しております。また、社外取締役、社外監査役については、個々の選任理由とそれぞれのスキルをマトリクスであらわした表を「株主総会招集ご通知」に記載しております。当社ホームページ(<http://chusho-hd.co.jp/>)をご参照下さい。

【補充原則4 - 1. 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、法令、定款に定められた事項、業務執行の監督機能に限定せず、その他決議事項、報告事項を幅広く議案とすることにより、実質的な最高意思決定機関として機能しております。また、経営陣は、独立社外取締役を除く各本部所管の取締役で構成されており、取締役会において決議された事項について実質的な執行機関として機能しております。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の社外取締役には、専門分野に特化するのみではなく、幅広い経験を経たうえでの知識と見識を有し、かつ会社法及び東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしたうえで、経営へのチェック機能を遂行できる人材を選任しております。また、選任においては当社独自の独立性基準を設け、当社と当事者(選任候補者)との関係性判断に当該候補者との取引等金額に一定の数値基準を設定するなど、より具体的な規定を設けています。

【補充原則4 - 11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、各取締役が個々の業務執行について互いにチェックが可能である能力を必要としているため、多様な知識と見識が重要であると考えております。取締役会の規模につきましては、社外取締役が社内取締役の業務執行について管理監督できる範囲の規模が適正であると考えております。取締役・監査役の選任に関する方針につきましては、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキルマトリクスを作成し「株主総会招集ご通知」に個人別の略歴等と共に示してまいります。今後、より重要な課題になるSDG'sやESGなどサステナビリティへの当社の方向性、具体的な取り組み等に関しては、知識・見識に深く関与してきた者がおられない関係上、現在の取締役・監査役が当社の実施過程でその知見を深めていく予定です。個人別の略歴等に関しては、当社ホームページ(<http://chusho-hd.co.jp/>)をご参照下さい。

【補充原則4 - 11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役・監査役の兼任状況につきましては、毎年「株主総会招集ご通知」に個人別の兼任状況を開示しております。当社ホームページ(<http://chusho-hd.co.jp/>)をご参照下さい。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

(1) 株主との建設的な対話を促進するための基本方針

当社は、株主との建設的な対話を促進するため、「透明性」「公平性」「適時性」を基本姿勢とし、金融商品取引法やその他の法令、東京証券取引所の定める適時開示規則に則った情報及び諸法令・規則に該当しない情報についても株主・投資家等の投資判断に資すると判断した場合には積極的に開示を行うよう努めてまいります。

(2)、(3)は変更なし。

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|------------|-------|
| 松林 克美 | 22,142,800 | 8.57 |
| 野村證券株式会社 | 18,870,899 | 7.31 |
| オリオン1号投資事業有限責任組合 | 12,326,800 | 4.77 |
| BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE/JASDEC/UOB KAY HIAN PRIVATE LIMITED | 8,652,400 | 3.35 |
| 五十畑 輝夫 | 8,023,000 | 3.11 |
| 上嶋 稔 | 4,700,000 | 1.82 |
| 株式会社スター | 4,590,000 | 1.78 |
| 田谷 廣明 | 2,799,760 | 1.08 |
| 谷口 健次 | 2,602,200 | 1.01 |
| 株主総会SEED | 2,527,480 | 0.98 |

| | |
|-----------------|--|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | |
|-----------------|--|

| | |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

補足説明

3. 企業属性

| | |
|--|-----------|
| 上場取引所及び市場区分 更新 | 東京 スタンダード |
|--|-----------|

| | |
|-----|----|
| 決算期 | 3月 |
|-----|----|

| | |
|----|-----|
| 業種 | 建設業 |
|----|-----|

| | |
|---------------------|--------|
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人未満 |
|---------------------|--------|

| | |
|-------------------|---------|
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
|-------------------|---------|

| | |
|-------------------|------------|
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |
|-------------------|------------|

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、直近の会計年度末(2022年3月31日)時点において、親会社又は支配株主を有していません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 15名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 5名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 1名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 佐伯 英隆 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--------------|--|
| 佐伯 英隆 | | | 佐伯英隆氏は、通商産業省(現経済産業省)の幹部公務員及び大学教授としての豊富な経験に基づく高度の専門的な知見及び幅広い見識を有しているため、特に企業コンプライアンスの観点から経営の監視を遂行するには適任であると判断しております。 |

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役員数 | 5名 |
| 監査役の人数 | 3名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役は、内部監査室と定期的に情報交換を実施しております。
 内部監査の実施にあたっては、常勤監査役と日程を共有し、常勤監査役が必要と認めた場合には、内部監査に参加しております。
 内部監査報告書は内部監査室が作成後、代表取締役社長に提出されますが、内部監査室からは提出済みの内部監査報告書一式が常勤監査役に提供され、問題点の把握について情報が共有されています。
 また、監査役による業務監査に加えて、会計監査については独立した会計監査人がこれにあたっています。
 監査役と会計監査人とは、適宜、面談し監査報告及び説明を行っています。取締役と会計監査人の面談に際しては、必要に応じて常勤監査役が出席し、情報共有及び意見交換をはかっております。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 笹本 秀文 | 税理士 | | | | | | | | | | | | | |
| 花房 裕志 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|----|------|--------------|-------|
|----|------|--------------|-------|

| | | |
|-------|--|---|
| 笹本 秀文 | | 笹本秀文氏は、税理士の資格を有し、会計及び税務に関する相当程度の経験と知見を有しているため経営の監視を遂行するには適任と判断しております。 |
| 花房 裕志 | | 花房裕志氏は、弁護士の資格を有し、企業法務に関する相当程度の経験と知見を有しているため経営の監視を遂行するには適任と判断しております。 |

【独立役員関係】

| | |
|--------|----|
| 独立役員の数 | 2名 |
|--------|----|

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|----------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |
|---------------------------|----------------|

該当項目に関する補足説明 更新

2022年1月7日に当社及び当社の100%子会社の役職員に対するストックオプションとして第2回有償ストックオプション(第26回新株予約権)の付与をしております。当社が発行するストックオプションは、これのみです。
第2回有償ストックオプション(第26回新株予約権)に関しましては、当社ホームページ(<http://chusho-hd.co.jp/>)をご参照ください。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 更新 | 社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員 |
|---|---|

該当項目に関する補足説明 更新

2022年1月7日に当社及び当社の100%子会社の役職員に対するストックオプションとして第2回有償ストックオプション(第26回新株予約権)の付与をしております。当社が発行するストックオプションは、これのみです。
第2回有償ストックオプション(第26回新株予約権)に関しましては、当社ホームページ(<http://chusho-hd.co.jp/>)をご参照ください。

【取締役報酬関係】

| | |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

該当項目に関する補足説明

取締役報酬については、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬額の個別開示をしております。

| | |
|----------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|----------------------|----|

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を实践する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、株主総会で決議された報酬の限度額内で、各職責、当社業績等を踏まえた適正な水準をすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定金銭報酬としての基本報酬のみで構成し、監督機能を担う社外取締役についても、その職務に鑑み、同様としております。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。なお、インセンティブとしての業績に連動した賞与等の報酬は定めず、翌年の基本報酬に反映させることとしております。

3. 報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

上記のとおり、当社の取締役の報酬は、固定金銭報酬としての基本報酬のみにより構成し、インセンティブとしての業績に連動した賞与等の報酬や、非金銭報酬等については定めないことから、取締役に対しては、その報酬全額を基本報酬（金銭報酬）として支払っております。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、取締役会が重要事項について適切な意思決定を行い、代表取締役に対する経営監督機能を有効に果たしていくためには、業務執行者からの独立性が確保された、社外取締役及び社外監査役が必要であると考えています。また、社外監査役の監督・監視機能が損なわれることのないよう、監査役会の過半数を社外監査役で構成しております。さらに、社外取締役及び社外監査役の役割は、一般株主の代表として企業価値の向上を追求する他、業務執行に直接携わらない立場から、全体的かつ客観的に経営判断の妥当性を監督することが必要で、様々な分野に関する豊富な知識、経験等の高い見識を有する方々を選任しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

< 取締役、取締役会 >

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役5名で構成されており、監査役3名も常時出席しております。なお、取締役会に出席できない取締役、監査役は、本社会議室及び電話会議システムにおける全取締役の出席が確認され、電話会議システムにより出席者の音声即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることが確認されて、議案の審議に入ります。法令、定款に定められた事項、業務執行の監督機能に限定せず、その他決議事項、報告事項を幅広く議案とすることにより、実質的な最高意志決定機関として機能しております。また、取締役会は原則毎月1回、これに加え、必要に応じ適宜臨時取締役会を開催しております。

なお、当社の取締役の定員は15名以内とする旨、定款で定めております。

< 経営会議 >

経営会議は、代表取締役が主宰し取締役会招集日の前に開催、その他必要に応じ適時開催され、取締役及び本部長で構成されており、適宜監査役も参加して行われています。

経営会議は、業務執行の具体的な方針及び計画の策定、取締役会に付議すべき重要な事項等について審議を行い、経営諸施策に関する報告・検討を行っております。なお、当社の本部長は、業務執行における意思決定の迅速化を図るため、社内規程に則り取締役会の決議により一定分野の業務を執行する権限と責任を委譲された者であり、経営会議に参加し、業務執行にあたっての報告及び決議事項を速やかに執行する義務を負っております。

< 監査役、監査役会 >

監査役会は監査役3名で構成され、2名が社外監査役であり、3名のうち1名が常勤監査役であります。取締役の業務執行を監査する機関である監査役会は、定時監査役会が毎月1回、その他必要に応じ適宜臨時監査役会を開催しております。各監査役は、取締役会をはじめ、経営会議等の重要な会議にも出席し意見を述べる等、取締役及び執行役員の業務執行における監査を行っております。

< 内部監査室 >

当社は代表取締役の下に独立した内部監査室を設置しており、内部監査担当者1名が内部監査人として、当社各部門及び連結子会社に対し、内部統制・管理体制、及び業務執行・事務運営の有効性の検証等に取り組んでおります。なお、監査結果につきましては、代表取締役に報告し、改善すべき事項においては、被監査部門に通知し、改善状況を確認することで、監査の有効性の向上と実効性を確保しております。

< 会計監査 >

当社の会計監査につきましては、下記のとおりであります。

監査公認会計士等の氏名

公認会計士 柴田 洋氏

公認会計士 大瀧 秀樹氏

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士2名、その他4名であります。

参考資料「コーポレートガバナンス体制図」をご覧ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役5名で構成されており、監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成されています。取締役会における意思決定の有効性、効率性を高めると共に、その内容について、監査役の牽制機能を確保することを目的に、現在の体制としております。

なお、当社と社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---------------------|--|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | <p>1. IR活動の目的と基本姿勢</p> <p>当社は、「透明性」「公平性」「適時性」を基本姿勢として、企業価値に対する適正な株価形成を目的として、株主、投資家、証券アナリスト等からの信頼と適正な評価を得るべく、積極的なIR活動を推進いたします。</p> <p>2. 開示の基準</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める適時開示規則(以下、「適時開示規則」という)に則った情報開示を行います。また、適時開示規則に該当しない情報についても、株主、投資家、証券アナリストなどの要請に可能な限り応えるべく、公平かつ積極的な開示に努めます。</p> <p>また、決算短信等の業績開示の際に、必要に応じて補足説明資料等も開示し株主・投資家へ当社への理解を深めていただけるよう務めております。</p> <p>3. 開示の方法</p> <p>当社は、適時開示規則に該当する情報を開示する場合には、同規則に則って、事前に当該情報の内容を東京証券取引所に説明した上で、「TDnet(適時開示システム)」にて開示いたします。</p> <p>4. IR自粛期間</p> <p>当社は、決算発表準備中に株価に影響を与える情報が漏れることを防ぐために、各四半期の期末10営業日前から当社の決算発表までの間を自粛期間と定め、IR活動を自粛いたします。この期間中は、取材やミーティングへの出席ならびに決算内容や業績見通し等に関するお問合せへの対応を控えさせていただきます。ただし、適時開示規則に該当する情報については、自粛期間中であっても適宜情報開示を行った上で、お問合せに対応してまいります。</p> | |
| IR資料のホームページ掲載 | <p>・当社のホームページのURL http://www.chusho-hd.co.jp</p> <p>・当社のホームページにおいて掲載している投資者向け情報 (ア)決算情報 (イ)決算情報以外の適時開示資料 (ウ)その他、当社が有用と認める情報</p> | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「内部統制基本方針」に則り、当社及びグループ企業が経営理念、倫理方針及び行動規範に基づき、会社法第362条第5項に基づく当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」をしております。また、当社及びグループ企業の統制環境、統制活動の現状調査を実施し、「正確で信頼性の

ある財務報告を作成するための体制の維持運用をしております。これら内部統制システムの維持確保のため、代表取締役の命により内部監査担当者が各部門の内部監査を行い、内部統制の仕組みが有効に機能しているか継続的に監視しております。

なお、当社の内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定め、各体制の整備に努めております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・企業理念のもと、「企業倫理行動規範」及び「コンプライアンスマニュアル」を制定し、取締役をはじめ、役員・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保します。
・「コンプライアンスマニュアル」に定めた社会行動基準に則った行動及び内部通報体制を確立し、さらに「公益通報に関する規程」を整備することで、企業活動の透明性を確保するとともにその浸透を図ります。
・「取締役会規程」等、各会議体の規程・規則に従い職務執行に関する適正な意思決定を確保します。
・定期的な内部監査により法令及び定款への適合性を確認します。
・必要に応じ、役員・従業員に対して研修会を実施し、コンプライアンス教育・啓発の推進を行い、また、役員及び従業員はそれぞれの立場でコンプライアンスの実践的運用をはかります。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他貴重な情報を法令及び社内規程に基づき適正な保管及び管理をし、その保存期間中はいつでも閲覧可能な状態を維持します。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・取締役会は企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処しております。
・リスク管理体制の整備を進め、当社を取り巻くリスクを特定したうえで、適切なリスク対応を図ります。また、リスク情報を集約し、職務執行への活用をはかるとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応を「危機管理マニュアル」に基づき整備しております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・「取締役会規程」及び「職務権限規程」に基づき、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を整備しております。
・取締役会は原則毎月1回開催する他、業務執行上の必要に応じて、しかるべき時期に決定が行えるよう、適宜、臨時取締役会を開催する。その他業務執行に係る重要事項において取締役会に付議すべき事項等については、経営会議において事前協議の上、取締役会に付議、報告する体制を構築することで経営の効率化をはかっております。
5. グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・グループ会社を含めたコンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備するとともに、当社の公益通報体制及び「公益通報に関する規程」を当社グループ会社も共有しております。
・内部統制室は、当社グループにおける内部監査を実施又は統括し、グループ業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保しております。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・当社は現在監査役の職務を補助する使用人はおりませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議の上合理的な範囲で配備することとします。また、当該使用人の任務・意向等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保しております。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役は重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、会社の重要な会議に出席することができます。
・取締役及び使用人は、定期又は不定期に業務に係る報告を行います。
・監査が実効的に行われることを確保するために内部統制室及び管理部門等の関連部署が監査役の職務を補助します。
8. 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制
・当社は、子会社の取締役会等による意思決定及び業務執行の監督について、子会社の取締役会または子会社の使用人から当社の代表取締役、内部統制室に定期的に或いは必要に応じて適宜報告を行わせることで、業務執行の状況について確認を行い、業務の適正を確保します。また、子会社の社規、社内ルール等の作成・運用については、当社の担当及び社外有識者による補助を受け整備・運用が行われています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社及び当社グループは「反社会的勢力対応規程」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては毅然とした行動をとるものとし、一切の関係を遮断するものと定め、不当要求等に対しては、警察等の司法機関と連携を図り、組織的な対応を行う体制を整備しております。また、反社会的勢力か否かの判別、その排除については企業管理会社のデータベースおよび暴追センターのデータベースによるダブルチェック体制をとっています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

< 適時開示体制の概要 >

当社は、「透明性」「公平性」「適時性」を基本姿勢とし、金融商品取引法やその他の法令、東京証券取引所の定める適時開示規則に則った情報開示を行います。

また、適時開示規則等に該当しない情報についても、株主・投資家・証券アナリストなどの要請に可能な限り応えるべく、公平かつ積極的な開示に努めております。

当社及び連結子会社にて発生した重要情報は、各本部長より管理本部に集約され、当該情報の開示の検討・時期・方法等につき速やかに顧問弁護士等と協議の上、適時開示の責任者である取締役の承認を得て、当該情報を開示しております。

コーポレート・ガバナンス体制

【参考資料: 模式図】

スキルマトリックス

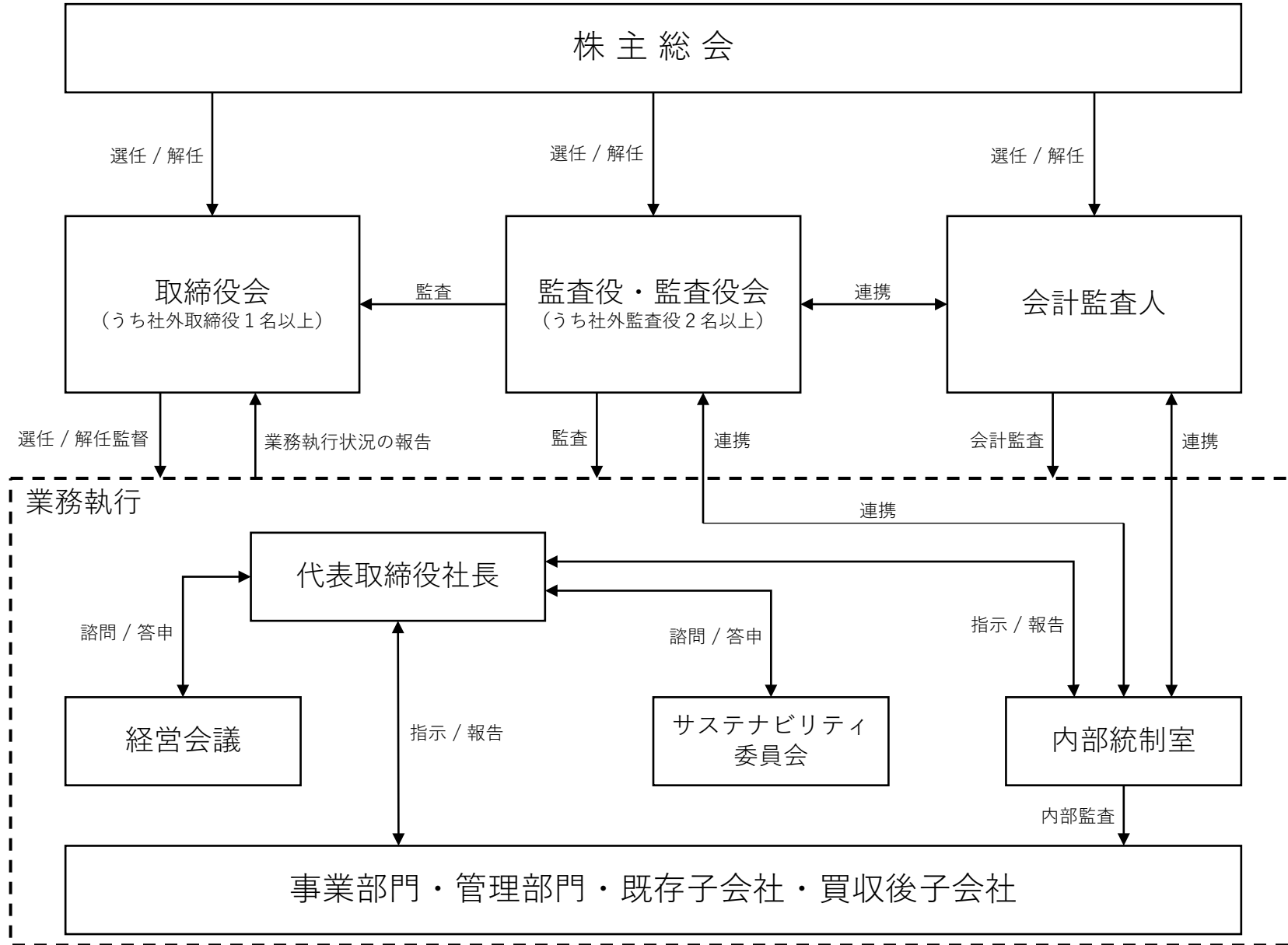
【参考資料: 模式図】

適時開示の体制

【参考資料: 模式図】

新株発行・新株予約権行使の資金使途及び充当状況の管理体制

【参考資料: 模式図】



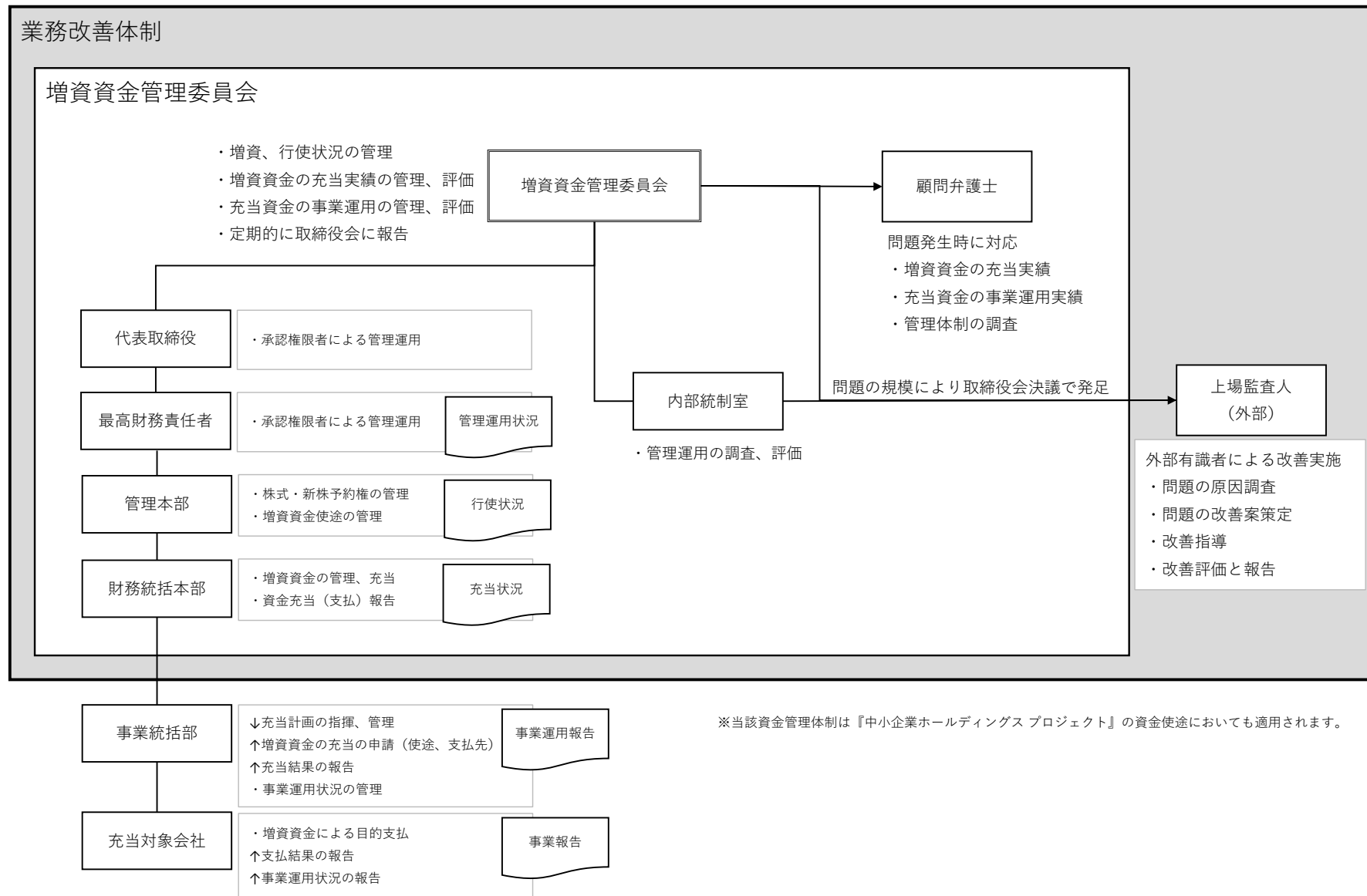
【取締役会の構成（スキルマトリックス）】

(2021年12月23日現在)

| | 氏名 | | 企業経営・ 専門的知見 | 製造・技術 ・研究開発 | 営業・ マーケティング | 財務・ファイナ ンス・M&A | IT・ デジタル | 人事・労務・ 人材開発 | 法務・リスクマ ネージメント | ESG・サステイ ナビリティ | グローバル経験 |
|-------------|-------|----|----------------|----------------|----------------|-------------------|-------------|----------------|-------------------|-------------------|---------|
| 取 締 役 | 岡本 武之 | | ● | | ● | ● | | | | | |
| | 前田 修 | | ● | ● | ● | | | | | | ● |
| | 齋藤 雅彦 | | ● | ● | | ● | | ● | | | |
| | 星野 和也 | | ● | | ● | | | | | | ● |
| | 佐伯 英隆 | 社外 | ● | | | | | | ● | | ● |
| 監 査 役 | 杉浦 亮次 | | ● | | | ● | | | | ● | ● |
| | 笹本 秀文 | 社外 | ● | | | ● | | ● | | | |
| | 花房 裕志 | 社外 | ● | | | ● | | ● | ● | | |

(注) 各人の有するスキルの内主なもの最大4つに「●」印を付けています。

【新株発行・新株予約権行使の資金使途及び充当状況の管理体制】



【適時開示の体制】

